

**令和 8 年度大会運営に係る要項、
事業計画及び収支予算説明会
【本編】**



(公財) 足立区スポーツ協会

「あだち info トキメキ」について

足立区スポーツ協会が主催（共催）している大会や事業については、各種大会実施要項等に大会の主管団体が会場確保することや「あだち info トキメキ」に募集記事を掲載することとしています。

掲載基準と掲載月

大会・事業	掲載	掲載月
区民スポーツ大会	必須	発行月の 1 日から申込締切までの期間が 2 週間以上あること (例：申込が 4/13〆切の場合 は 3 月号に掲載、4/14〆切の 場合は 4 月号に掲載)。
東京都スポーツ大会足立区予選会		
ジュニアスポーツ大会		
ジュニア育成	教室 指導者向け講習会 強化練習会	必須 主管団体と協議し 掲載を決める
シニア振興事業	大会 教室	必須

※紙面の都合上、掲載時期を変更していただくように依頼する場合もございます。

大会等の実施会場確保について

競技ごとの「大会・事業開催要項」提出時には決定した会場を記載してください。大会日や会場数が複数になる場合については、日程と会場を別表（様式は任意）で提出してください。

やむをえない事情により開催会場の確保が、提出時に定まらない場合については、当該事業が掲載される「あだち info トキメキ」発行日の 3 か月前までに確定し、スポーツ協会へ報告するようお願いします。

令和 8 年 5 月号以降に掲載される大会・事業等の開催要項の締め切り日について

・ 令和 8 年 2 月 28 日（土）締め切り

【大会実施要項より一部抜粋】

5 競技の開催要項

- (1) 大会を主管する各競技団体は、前年度 2 月末日までに競技開催要項を作成し大会本部に提出する。
- (2) 会場の確保ができない場合やルール改正などのやむを得ない事情により、要項が前項の期日までに定まらない場合は、およその開催時期および参加募集時期を提出し、確定次第本部に連絡するものとする。その場合でも大会参加者募集の 3 か月前までに確定する。

令和 8 年 3 月・4 月号に掲載される大会・事業等の開催要項の締め切り日について

・ 令和 8 年 1 月 6 日（火）締め切り

※令和 7 年度 3 月・4 月号に掲載した大会等は以下のとおりです。

3 月号	区民スポーツ大会：新体操・スポーツウエルネス吹矢・武術太極拳 ジュニア大会：柔道・剣道・サッカー ジュニア育成：小学生バドミントン教室 都大予選会：ライフル射撃・クレー射撃・ボウリング
4 月号	区民スポーツ大会：ソフトボール ジュニア大会：卓球 ジュニア育成：小学生テニス教室 シニア振興：シニアサッカー

大会等要項作成における留意事項

開催要項 2 :「会場」に関する事項

ご留意いただきたい事項

- (1) すべての日程と会場を記入してください。大会日や会場数が複数になる場合については、日程と会場を別表で提出してください。
- (2) 日程・会場に変更が生じた場合はすぐにスポーツ協会までお知らせください。「トキメキ」の掲載があるため、「トキメキ」発行日の3ヶ月前に確定させてください。
- (3) (1)に基づき、会場の確保ができているか、スポーツ協会がスポーツ振興課に確認をいたします。当方で確認ができない会場については、予約票の提出をお願いする場合があります。ご対応をお願いします。

開催要項 5 :「参加資格」に関する事項

足立区民スポーツ大会およびジュニアスポーツ大会においてご留意いただきたい事項

足立区民スポーツ大会およびジュニアスポーツ大会の参加者は、**足立区在住・在勤・在学者及びスポ協に加盟する各競技団体登録者**としているところです。

ただし、競技等の事情により、それに該当しない参加者を認める場合については、「**各競技の開催要項に大会参加資格として明記すること、および大会の参加申込時に申込者が参加資格があることを宣誓することにより、それを認める**」となる予定です。

参加申込書は、大会資格参加に疑義があった場合について、調査をする場合がありますので、大会終了後、3年間の保管をお願いいたします。大会終了後の提出は求めません。

【大会参加資格の記載例】

①他自治体の方も、参加を認めたい場合

«大会参加資格»

- (ア) 足立区在住・在勤・在学者及びスポ協に加盟する各競技団体登録者
- (イ) 近隣区の競技団体に加盟しているもの

②チームメンバーに競技団体に加盟していない方の参加を認めたい場合

- (ア) 足立区在住・在勤・在学者及びスポ協に加盟する各競技団体登録者
- (イ) ただし、チーム戦の場合は代表者が足立区在住・在勤・在学者及びスポ協に加盟する各競技団体登録者の条件に該当すれば、参加できる。

【宣誓の記載例】 大会申込書の下部に追加等でご対応ください。

※□にチェックをお願いします。虚偽があった場合については、参加資格を喪失します。

□大会参加申し込みにあたり、●●競技大会開催要項を熟読し、大会参加資格に該当することを確認いたしました。

東京都スポーツ大会足立区予選会においてご留意いただきたい事項

東京都スポーツ大会足立区予選会に参加できる方は、「東京都スポーツ大会」の参加要件を満たしている方のみとなります。その方以外の参加は認められませんので、今一度内容について、ご確認いただきますようお願いします。

その他

各種大会の賞状の枚数について

令和7年度の実績で、ご用意します。サイズの変更や数量の変更がある場合には、要項提出時までにご連絡ください。

令和8年度各種大会事業計画書・収支予算書の作成について

1 前年度からの変更点について

(1) 大会補助基準の見直しについて【現在協会内で検討中、2月加連協で案内予定】

- ・クレジットカードの取り扱いについて
- ・参加賞・賞品等総額の30%ルールの見直しについて
- ・謝金単価基準・ルールの見直しについて

(2) 事業計画書（様式1）・収支予算書（様式2）の提出締切日の変更について

- ・昨年までは2月末まで ⇒ 今年度から3月末までに変更
- ・現行（令和7年度）と同等水準の予算は確保できる予定ですので、予算書の補助金収入額が昨年同様の内容となる場合は、上記（1）を待たずに様式をご提出いただけます。
- ・物価高騰による消耗品費の増や、謝金対象者の増員等による大会予算規模の大幅な拡大が予定されている場合は、至急スポーツ協会事務局まで、申し出てください。

(3) 令和8年度（令和8年4月より）事務手続きの簡便化について

ア 下表のとおり、一部様式の押印廃止をします。

様式名	令和7年度現在	令和8年度から	注意点
事業実施計画書 (様式1)	令和7年度より 押印廃止	押印廃止	団体内（代表者含む。）で内容を 確認（共有）
事業収支予算書 (様式2)	令和7年度より 押印廃止	押印廃止	
事業実施結果報告書 (様式3)	押印必要	押印廃止	団体内（代表者含む。）で内容を 確認（共有）
事業収支決算書 (様式5)	押印必要	押印廃止	
任意様式1 謝金受領書	押印必要	押印廃止	引き続き住所・氏名の自署は必要
任意様式2 【PC・プリンタ・運搬費・会議費】受領書	押印必要	押印廃止	引き続き住所・氏名の自署は必要

イ 「大会開催に伴う書類の提出について」及び「補助金関連書類提出前チェックシート」については廃止し、内容は事業計画書（様式1）に統合します。

(4) 公金取扱者の設置について

（3）の導入に伴い、令和7年度中に設定した窓口担当者に加えて大会運営に係る補助金を取り扱う担当者である「公金取扱者」を令和8年度より新たに設定します。区民スポーツ大会、東京都スポーツ大会足立区予選会並びにジュニアスポーツ大会の予算及び決算を担当する方が該当しますので、指定様式のご提出をお願い致します。

2 収支予算書及び決算書作成に係る注意事項について

(1) 大会開催に係る参加賞・賞品メダル等・プログラム印刷費の取扱いについて

- ・ スポーツ大会事業運営補助基準【第4番】に記載のとおり、参加賞及び賞品メダル等は参加費を充当することとなります。参加費の総額を超過した場合は、加盟団体拠出金での負担となります。
- ・ 上記に加え、参加賞及び賞品メダル等は総事業費の30%程度までが補助基準となっています。同様に超過分は加盟団体拠出金での負担となります。

(2) 令和8年度以降の決算書提出の流れについて

事業実施結果報告書及び収支決算書の様式に押印が必要であったため、従前までは郵送もしくはスポーツ協会事務局窓口（本庁舎南館3階）で直接ご提出頂いていた。今般、押印廃止に伴い、スポーツ協会ホームページの問い合わせフォームを活用したご提出も可能となります。

提出方法	令和7年度まで	令和8年度以降
窓口での提出	可	可 ※成績表や領収書等の添付資料は原本もしくはコピーを提出
郵送による提出	可	可 ※成績表や領収書等の添付資料は原本もしくはコピーを提出
協会HPでの電子データによる提出	不可	可 ※事業実施結果報告書はチェックボックスにチェック ※成績表や領収書等の添付資料はスクリーンショット等の画像データで送付可

(3) 決算書作成に使用した領収書等について

使用した領収書等は写し（コピー）を添付資料として頂きます。**その領収書等を他の補助金の請求に使用すること（いわゆる二重請求）**は、違法行為となります。絶対に行わないでください。

(4) 謝金等の受渡し方法について

大会当日に従事して頂いた方々への謝金の受渡しについては、その場で現金による直接の受渡し、もしくは従事者本人の指定口座への振込払いとしてください。

大会運営に係る補助金は公金（税金が原資）です。当該人に対する謝金を代理受領や、複数人で分ける行為、実働していない方への支払い、並びに当該人が受け取りをしていない金額の領収書へ署名する行為等は、違法行為です。絶対に行わないでください。

令和 7 年度ジュニア育成地域推進事業・ シニアスポーツ振興事業の源泉徴収について

1 源泉徴収について

(1) 事業終了後の流れについて

- ① 謝金等の振込（源泉徴収を忘れずに）
- ② 源泉徴収分をまとめて当協会指定口座に振込
- ③ 指定の様式で決算関係書類をスポーツ協会に提出（領収書等は原本を提出）
- ④ 東京都スポーツ教室の審査終了後に当協会担当より連絡があるので、分担金の返戻額を当協会指定口座に振込

(2) ジュニア育成地域推進事業及びシニアスポーツ振興事業において、令和 7 年 1 月から 12 月までの謝金額が 5 万円を超える方（同一個人）がいる場合

- ・ 本人の了解のもと、以下について聴取し、該当者がいる場合は当協会事務局あてに令和 8 年 1 月 9 日（金）までに以下について報告すること
 - ア 住所（住民票に記載されているもの）
 - イ 氏名（フルネーム）
 - ウ 個人番号（※取り扱い注意 協会 HP の問い合わせフォームや e メール等で報告せず、紙媒体により報告すること）
 - エ 当該人への支払金額合計及び内訳（令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）
※上記（1）②により令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った
ものに限る。
 - オ 源泉徴収金額合計及び内訳

※「ウ 個人番号」のみ紙（様式自由）での提出が必要です。なお、本件で徴取した個人番号は令和 7 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書作成に使用し、それ以外の目的では使用いたしません。使用後は直ちに破棄いたします。

※上記が 5 万円以下の場合で、本人より源泉徴収票の請求があった場合は、同様に（2）により報告してください。